

福岡県公報

平成25年7月26日
第3516号

目次

告示(第1178号-第1210号)

| | | |
|--------------------------------|------------|---|
| ○生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | 1 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 | (保護・援護課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 | (保護・援護課) | 3 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 | (保護・援護課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 | (保護・援護課) | 5 |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | 5 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 | (保護・援護課) | 6 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 6 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | 7 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 7 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 7 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 8 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 8 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |

| | | |
|----------------------|-----------|----|
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (公園街路課) | 9 |
| ○自衛官の募集 | (市町村支援課) | 9 |
| ○土地改良区の役員の退任 | (農村森林整備課) | 11 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 11 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農村森林整備課) | 12 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) | 12 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課) | 13 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) | 13 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) | 14 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | 14 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | 14 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | 15 |

公 告

| | | |
|---------------------|------------|----|
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (水田農業振興課) | 15 |
| ○落札者等の公示 | (総務事務センター) | 15 |
| ○落札者等の公示 | (総務事務センター) | 16 |
| ○意見募集の結果の公示 | (建築指導課) | 16 |
| ○総合特別区域法に基づく指定法人の指定 | (商工政策課) | 17 |

告 示

福岡県告示第1178号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|-------------------------------|---------------------|----------|-------------------|
| 宰居69 | 如月クリニック | 太宰府市国分1丁目13-11 | H 25・5・1 | 居管 |
| 筑紫地居41 | 医療法人 竹田胃腸科外科医院 通所リハビリテーション | 筑紫郡那珂川町中原3丁目29 | H 25・6・7 | 通リ・予通リ |
| 糸島地居67 | 平野記念医院 | 糸島市前原中央1丁目6-10 | H 25・7・1 | 訪看・居管・ 予訪リ・予居管 |
| 福津居49 | ひとみ歯科クリニック | 福津市中央1丁目7-18 1階A | H 25・6・3 | 居管・予居管 |
| 糸島地居68 | 二丈わかば歯科 クリニック | 糸島市二丈深江1806-3 | H 25・7・1 | 居管 |
| う居40 | しらかべ調剤薬局 | うきは市吉井町1267-12 | H 25・6・1 | 居管・予居管 |
| 宗遠居43 | ガリバー調剤薬局 | 遠賀郡芦屋町白浜町2-8 | H 25・7・1 | 居管・予居管 |
| 粕居140 | あすなる訪問看護 ステーション | 糟屋郡新宮町大字三代760-5 | H 25・5・1 | 訪看 |
| 直居120 | 晴弘訪問看護 ステーション | 直方市大字中泉957-56 | H 25・6・1 | 訪看・予訪看 |
| 京居120 | はーとふる訪問 看護ステーション | 京都郡苅田町若久町2丁目18-3 | H 25・6・1 | 訪看・予訪看 |
| 田居68 | ケアプランサービス優 | 田川市大字楠495-5 | H 25・7・1 | 居支 |
| 大支77 | 居宅介護支援 ナーガ | 大牟田市萩尾町2丁目233-2 | H 25・7・1 | 居支 |
| 飯支95 | ケアプランセンター ウエルケア 吉原町 | 飯塚市吉原町7-7 | H 25・7・1 | 居支 |
| 田居188 | サンフェロー暖 家の丘デイサービス センター | 田川市大字楠824-20 | H 25・5・1 | 通介・予通介 |

| | | | | |
|--------|-----------------------------------|-------------------|-----------|--------|
| 朝倉居61 | 特定非営利活動 法人ねこの会 | 朝倉市杷木若市2997 | H 25・7・1 | 訪介・予訪介 |
| 朝倉居62 | 医療法人 かつ き会 デイサー ビス 好日庵 | 朝倉市下浦字地光566-2 | H 25・7・1 | 通介・予通介 |
| 八女居99 | デイサービスセ ンターゆめはつ らつ | 八女市蒲原1042-1 | H 25・7・1 | 通介・予通介 |
| 筑紫居79 | デイサービスセ ンター ローズ | 筑紫野市大字永岡1286-2 | H 25・5・10 | 通介・予通介 |
| 春居75 | デイサービス歩 ～あゆみ～ | 春日市塚原台3丁目31-3 | H 25・6・1 | 通介・予通介 |
| 大野居73 | デイサービスセ ンター大野城 | 大野城市平野台3丁目7-1 | H 25・7・1 | 通介・予通介 |
| 像居81 | デイサービスゆ いまーる | 宗像市池田2983 | H 25・6・1 | 通介・予通介 |
| 宰居70 | ツクイ太宰府 | 太宰府市国分3丁目1-30 | H 25・7・1 | 通介・予通介 |
| 筑紫地居40 | あそーと デイ サービス かな なわ幸夢店 | 筑紫郡那珂川町片縄北2丁目1-31 | H 25・6・22 | 通介・予通介 |
| 田川居88 | ケアプランサー ビス幸 | 田川郡添田町大字添田1146-1 | H 25・6・1 | 居支 |
| 田川居294 | デイサービス幸 | 田川郡添田町大字添田1146-1 | H 25・6・1 | 通介・予通介 |
| 直居119 | 社会福祉法人 寿川会 グルー プホームひまわ り | 直方市大字上境1595-1 | H 25・6・21 | 認共・予認共 |
| 田居187 | 暖家の丘複合型 サービス 彩(い ろどり) | 田川市大字位登108-1 | H 25・6・1 | 複合 |
| 柳居62 | 小規模多機能型 居宅介護 生き 活き壺番館 | 柳川市三橋町百町1750-1 | H 25・7・8 | 小居・予小居 |
| 春居77 | アップルハート のやわらぎ春日 | 春日市小倉3丁目71-5 | H 25・7・1 | 小居・予小居 |

| | | | | |
|------------|---------------------------|----------------------|----------|--------|
| 春居76 | 小規模多機能型 居宅介護 クロ ーバー | 春日市大谷3丁目100 | H 25・7・1 | 小居・予小居 |
| 南筑後居 12 | グループホーム かすりの里 | 八女郡広川町大字広川 1263-3 | H 25・6・1 | 認共・予認共 |

福岡県告示第1179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-----------|-------------------------|---------------------|--------------------|-----------|
| 古居39 | 訪問看護ステーション やまびこ | 古賀市花見南2丁目11 - 1 | 古賀市花見南1丁目2 - 15 | H 25・1・1 |
| 大野介 訪1 | 訪問看護ステーション 百合の会 | 大野城市乙金東2丁目 17-3 | 大野城市乙金東4丁目 12-1 | H 25・5・15 |
| 宗遠居 37 | この葉訪問 看護ステーション | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 87-11 | 遠賀郡芦屋町江川台7 - 1 | H 25・7・1 |
| 遠支33 | ケアプラン 木の葉 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 87-11 | 遠賀郡芦屋町江川台7 - 1 | H 25・7・1 |
| 像居23 | 有限会社ホームヘルパ ーステーション吉田 | 宗像市河東 1076 - 1 | 宗像市池田 2983 | H 25・5・25 |
| 像支18 | 有限会社ケアプランサ ービス吉田 | 宗像市河東 1076 - 1 | 宗像市池田 2983 | H 25・5・25 |

福岡県告示第1180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|---------------------|----------------------------------|-----------|
| 筑紫居76 | アースサポート太宰府 | 筑紫野市二日市中央6丁目6- 20 | H 25・7・1 |
| 遠居86 | ライフサポートきもりの 郷 | 遠賀郡遠賀町大字木守 1185 | H 25・4・30 |
| 宰介87 | 如月クリニック | 太宰府市国分1丁目13-11 | H 25・4・30 |
| 宰居62 | ケアステーション飛梅 コアラ | 太宰府市高雄1丁目3762-1 (メゾンド木原1階102) | H 25・6・30 |
| 遠居89 | きもりの郷ヘルパース テーション | 遠賀郡遠賀町大字木守 1185 | H 25・5・31 |

福岡県告示第1181号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 売りさばき 人証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|---------------|-------------------|--------|-------|
| | | | |

| | | | | |
|---|-----|--|-------------------------------------|----------------|
| 新 | 159 | 行橋市中央1丁目2番1号 福岡県京築保健福祉環境事 務所内 京築食品衛生協会 会長 重松国昭 | 行橋市中央1丁目2番1号 福岡県京築保健福祉環境事 務所内 | 平成25年 6月20日 |
| 旧 | | 行橋市中央1丁目2番1号 福岡県京築保健福祉環境事 務所内 京築食品衛生協会 会長 大村茂夫 | | |

福岡県告示第1182号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市富地原字神屋1367番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市田熊四丁目7番1-702号
山本 千沙子

福岡県告示第1183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|------------------|-----------------|-----------|
| 宰生93 | 如月クリニック | 太宰府市国分1丁目13番11号 | H 25・5・1 |
| 大野生128 | 医療法人いのうえこどもクリニック | 大野城市山田2丁目2-25 | H 25・6・1 |
| う生41 | 久保山整形外科リウマチクリニック | うきは市吉井町生葉784番地1 | H 25・6・1 |
| 大生445 | 医療法人諸岡眼科医院 | 大牟田市船津町450-1 | H 25・6・1 |
| 直生150 | みずほ内科・歯科クリニック | 直方市大字上境291-1 | H 25・4・1 |
| 直生149 | 風の丘クリニック | 直方市大字感田733-1 | H 25・7・1 |
| 福津生歯31 | ふくつ歯科医院 | 福津市福間駅東2丁目2-20 | H 25・7・1 |
| 大野生歯129 | 白木原歯科 | 大野城市白木原1丁目1-55 | H 25・6・1 |
| 春生歯89 | たからまち歯科クリニック | 春日市小倉1丁目1 | H 25・6・1 |
| 筑生歯56 | 立岡歯科医院 | 筑後市大字羽犬塚483 | H 25・5・1 |
| 小生歯53 | ひぐち歯科医院 | 小郡市小郡220-1 | H 25・5・29 |
| 像生薬63 | クローバー薬局 | 宗像市田熊4丁目5-2 | H 25・7・13 |
| 大生薬178 | さかい薬局 上官店 | 大牟田市上官町4丁目107 | H 25・6・1 |
| 直生薬88 | なのはな薬局 直方店 | 直方市大字感田724-1 | H 25・7・1 |

福岡県告示第1184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------|------------------|----------------------------|-----------|
| 宰生87 | 如月クリニック | 太宰府市国分1丁目13-11 | H 25・4・30 |
| 大野生111 | いのうえこどもクリニック | 大野城市山田2丁目2-25 | H 25・5・31 |
| う生37 | 久保山整形外科リウマチクリニック | うきは市吉井町生葉784-1 | H 25・5・31 |
| 大生345 | 諸岡眼科医院 | 大牟田市船津町450-1 | H 25・5・31 |
| 筑生歯26 | 立岡歯科医院 | 筑後市大字羽犬塚483 | H 25・4・30 |
| 小生歯5 | 樋口歯科医院 | 小郡市小郡220-1 | H 25・5・28 |
| 直生歯57 | 直方ファミリー歯科 | 直方市大字頓野字野添2230-1 坂田ビル1F | H 25・6・15 |
| 京生歯22 | 織田歯科医院 | 築上郡築上町大字築城696 | H 25・5・18 |
| 京生歯17 | 山本歯科医院 | 京都郡みやこ町犀川本庄213-4 | H 25・5・4 |

福岡県告示第1185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 粕生歯7 | さくら歯科 | 糟屋郡新宮町大字下府838-1 | 糟屋郡新宮町大字下府1-2-1 | H 25・6・1 |
| 大川生歯29 | せら歯科医院 | 大川市大字郷原585-5 | 大川市大字一木366-2 | H 25・5・1 |
| 大野生訪1 | 訪問看護ステーション百合の会 | 大野城市乙金東2丁目17-3 | 大野城市乙金東4丁目12-1 | H 25・5・15 |

福岡県告示第1186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|-----------------------|-------------------|-----------|
| 大野生マ6 | 藤岡 龍司（訪問マッサージ七五三） | 大野城市白木原5丁目2-1-501 | H 25・6・1 |
| 飯生マ55 | 松下 勇（訪問マッサージクレヨン） | 飯塚市川津95-296 | H 25・5・1 |
| 飯生マ56 | 久恒 伸行（訪問マッサージやまもと治療院） | 飯塚市伊岐須281番地18 | H 25・6・10 |
| 田川生マ41 | 鳥越 史雄（あおぞら訪問マッサージ） | 田川郡川崎町大字川崎444-13 | H 25・6・1 |
| 粕生マ34 | 有里 義久（ひまわり治療院） | 糟屋郡篠栗町大字和田787-3 | H 25・6・7 |
| 粕生マ35 | 中島 浩（ひまわり治療院） | 糟屋郡篠栗町大字和田787-3 | H 25・6・7 |

| | | | |
|--------|-------------------------|-----------------------------|-----------|
| 田生柔41 | 藤川 雄太 (中央整骨院) | 田川市中央町1-57 | H 25・6・13 |
| 田生柔42 | 西村 まどか (長生庵) | 田川市大字伊田2741-11 KMビル1階 | H 25・7・1 |
| 行生柔26 | 荒井 啓昌 (STREXZEN行橋健康整骨院) | 行橋市中央2丁目5-23 | H 25・5・1 |
| 行生柔27 | 門田 幸恵 (STREXZEN行橋健康整骨院) | 行橋市中央2丁目5-23 | H 25・5・1 |
| 中生柔26 | 東 幸児 (あずま整骨院) | 中間市太賀1丁目21-25 | H 25・6・1 |
| 筑紫生柔62 | 仲江 立 (杏整骨院 二日市) | 筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F | H 25・5・1 |
| 筑紫生柔63 | 笹原 利恭 (ささはら整骨院) | 筑紫野市二日市中央5丁目5-12 | H 25・6・19 |
| 像生柔68 | 松本 将希 (堺整骨院 宗像) | 宗像市栄町13-4 | H 25・5・1 |
| 福津生柔23 | 田代 春吉 (うみがめ整骨院) | 福津市津屋崎1丁目1-23 | H 25・6・1 |
| 福津生柔24 | 芦澤 諒 (うみがめ整骨院) | 福津市津屋崎1丁目1-23 | H 25・6・1 |
| 宮生柔16 | 新村 誠吾 (新村整骨院) | 宮若市宮田4860 | H 25・7・1 |
| 粕生柔89 | 松本 孝仁 (まつもと整骨院) | 糟屋郡新宮町大字三代901番地8フォレストキング001 | H 25・6・5 |
| 粕生柔90 | 堀田 雄佑 (まつもと整骨院) | 糟屋郡新宮町大字三代901番地8フォレストキング001 | H 25・6・5 |

福岡県告示第1187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の

規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------------|---------------------|------------|
| 大野生マ4 | 松本 勝享 (訪問マッサージ七五三) | 大野城市白木原5丁目2-1-501 | H 24・10・31 |
| 田生柔32 | 宮崎 誠士 (中央整骨院) | 田川市中央町1-57 | H 25・6・13 |
| 筑紫生柔42 | 北野 拓也 (杏整骨院 二日市) | 筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F | H 25・5・1 |
| 筑紫生柔49 | 古川 祥吾 (杏整骨院 二日市) | 筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F | H 25・5・1 |
| 筑紫生柔59 | 首藤 啓佑 (杏整骨院 二日市) | 筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F | H 25・5・1 |
| 宗遠生柔10 | 藤谷 英敏 (ひろまつ整骨院) | 遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24 | H 25・5・15 |

福岡県告示第1188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 氏名の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|-----------------|-----------------|-------------|-----------|
| 中生柔12 | 山本 由香 (ゆか鍼灸整骨院) | 高原 由香 (ゆか鍼灸整骨院) | 中間市岩瀬1丁目1-1 | H 25・2・14 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-----------|-----------------------|---------------|--------------|----------|
| 大生柔 46 | 黒田 利行 (黒田整骨院) | 大牟田市桜町 48 - 2 | 大牟田市臼井町 171 | H 25・6・1 |
| 像生柔 50 | 橋本 裕貴 (堺整骨院 宗像) | 宗像市栄町 12 - 9 | 宗像市栄町 13 - 4 | H 25・5・1 |

福岡県告示第1189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人 ヒューマン
 - (2) 代表者の氏名
高城 健輔
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉麻市飯田69番地3
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき乳幼児・児童・一般の人から高齢者で介護される人・障がい者も、共に生きる一人の人間として、多様な福祉サービスを利用しながら、利用者の尊厳ある暮らしを創意工夫することにより、自立した生活を地域社会で営むことを支援し、だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1190号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市本村字溝狭間635番1、635番4から635番15まで及び641番1から641番10まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市東合川新町11番62号
ワウハウス九州株式会社
代表取締役 濱田 政春

福岡県告示第1191号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市通谷六丁目36番10及び36番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
中間市東中間三丁目2番7号
株式会社エルアンドジー
代表取締役 庄島 博志

福岡県告示第1192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------------|-----------|---------------------------------------|
| 福岡 | 船越線 前原 | 糸島市志摩御床2165番69先から 糸島市志摩御床1813番1先まで |

福岡県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種類 | 路線名 | 変更 前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|-------------------|--------------|
| 福岡 | 県道 | 波呂線 神在 | 前 | 糸島市二丈武819番1先から 糸島市二丈武586番8先まで | 11.0 ～ 13.0 | 141.5 |
| | | | 後 | 糸島市二丈武819番1先から 糸島市二丈武586番8先まで | 11.0 ～ 22.0 | 141.5 |

福岡県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------------|-----------|----------------------------------|
| 福岡 | 波呂線 神在 | 糸島市二丈武819番1先から 糸島市二丈武586番8先まで |

福岡県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種類 | 路線名 | 変更 前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------------|-----------|------------|-----------|-----------------------------------|-------------------|--------------|
| 久留米 | 県道 | 久留米 小郡線 | 前 | 小郡市横隈1568番1先から 小郡市横隈1568番15先まで | 18.0 ～ 26.0 | 49.0 |
| | | | 後 | 小郡市横隈1568番1先から 小郡市横隈1568番15先まで | 18.0 ～ 24.0 | 49.0 |

福岡県告示第1196号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市津古字狸原824番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市津古824-1

武谷 末喜

福岡県告示第1197号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原字会藏寺1527番、1528番1、1528番3、1528番4及び1528番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉南区葛原四丁目16番12号

仲森 恵美子

福岡県告示第1198号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字八屋189番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第1199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第556号宇美都市計画道路事業3・4・3号土井宇美線及び3・4・11号下宇美炭焼線の事業計画〔宇美町施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

宇美都市計画道路事業3・4・3号土井宇美線及び3・4・11号下宇美炭焼線を宇美都市計画道路事業3・4・3号光正寺井野線及び3・4・11号下宇美辻荒木線に変更する

2 事業施行期間

平成15年1月22日から平成29年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第1200号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成25年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

(1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官

ア 海上・航空自衛隊航空学生

イ 自衛隊一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 平成26年3・4月入隊（男子・女子） | 平成25年8月1日から 平成25年9月6日まで |
|--------------------|----------------------------|

3 受験資格

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成26年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）

イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(2) 自衛隊一般曹候補生及び自衛官候補生

平成26年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者

(3) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成25年9月21日（土）

(2) 自衛隊一般曹候補生

平成25年9月16日（月）

(3) 自衛官候補生

ア 男子 平成25年9月16日（月）及び同月22日（日）から10月1日（火）の間のうち指定する1日

イ 女子 平成25年9月22日（日）から25日（水）の間のうち指定する1日

5 受付場所

| 受付場所 | 名称 |
|--------------------------------------|-------------|
| 福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3) | 自衛隊福岡地方協力本部 |

| | |
|---|-----------------------------|
| 北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） (電話 093-963-7728又は093-963-3590) | 自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所 |
| 築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出 | 自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所 |
| 遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出 | 自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所 |
| 飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847) | 自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所 |
| 春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450) | 自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所 |
| 福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100) | 自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多） |
| 福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826) | 自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白） |
| 福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941) | 自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜） |
| 久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055) | 自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所 |
| 大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810) | 自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所 |
| 小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） (電話 0942-72-3161) 交換呼出 | 自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所 |
| 八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192) | 自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所 |
| 柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794) | 自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所 |

6 試験場の位置及び名称

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

| 試験場 | 位置 | 名称 |
|-----|------------|------------|
| 福岡 | 春日市大和町5-12 | 陸上自衛隊福岡駐屯地 |

(2) 自衛隊一般曹候補生

| 試験場 | 位置 | 名称 |
|-----|--------------------|-----------------|
| 北九州 | 北九州市戸畑区仙水町1番1号 | 九州工業大学(戸畑キャンパス) |
| | 遠賀郡芦屋町大字芦屋1455番地の1 | 航空自衛隊芦屋基地 |
| | 築上郡築上町大字西八田番地不詳 | 航空自衛隊築城基地 |
| 飯塚 | 飯塚市川津680-4 | 九州工業大学(飯塚キャンパス) |
| 福岡 | 太宰府市五条3丁目10-10 | 福岡医療福祉大学 |
| 筑後 | 久留米市高良内町2728 | 陸上自衛隊前川原駐屯地 |

(3) 自衛官候補生

ア 男子(筆記) 自衛隊一般曹候補生に同じ

イ 男子(口述・身体検査)

| 試験場 | 位置 | 名称 |
|-----|--------------------|-------------|
| 北九州 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋1455番地の1 | 航空自衛隊芦屋基地 |
| | 築上郡築上町大字西八田番地不詳 | 航空自衛隊築城基地 |
| | 北九州市小倉南区北方5-1-1 | 陸上自衛隊小倉駐屯地 |
| | 飯塚市大字津島282 | 陸上自衛隊飯塚駐屯地 |
| 福岡 | 春日市大和町5-12 | 陸上自衛隊福岡駐屯地 |
| 筑後 | 久留米市国分町100 | 陸上自衛隊久留米駐屯地 |

ウ 女子

| 試験場 | 位置 | 名称 |
|-----|-----------------|-------------|
| 北九州 | 北九州市小倉南区北方5-1-1 | 陸上自衛隊小倉駐屯地 |
| 福岡 | 春日市大和町5-12 | 陸上自衛隊福岡駐屯地 |
| 筑後 | 久留米市高良内町2728 | 陸上自衛隊前川原駐屯地 |

福岡県告示第1201号

鹿毛馬土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-------------|
| 田齊 隆志 | 飯塚市勢田703番地3 |

福岡県告示第1202号

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 藤木 安夫 | 柳川市有明町303番地51 |
| 山田 正文 | 柳川市有明町99番地 |
| 山田 茂 | 柳川市有明町1056番地2 |
| 成清 政典 | 柳川市有明町1557番地1 |
| 江口 正博 | 柳川市有明町1952番地7 |
| 倉本 勝規 | 柳川市大浜町15番地1 |
| 矢ヶ部 明 | 柳川市大浜町657番地2 |
| 亀崎 敏彦 | 柳川市大浜町934番地23 |
| 梅崎 豊廣 | 柳川市大浜町2028番地38 |
| 古賀 光次 | 柳川市大浜町1766番地19 |
| 山田 政徳 | 柳川市大浜町1025番地1 |
| 山田 政美 | 柳川市大浜町1108番地1 |
| 龍 一広 | 柳川市矢留本町523番地3の4 |
| 松本 源次 | 柳川市上宮永町915番地2 |
| 龍 利水 | 柳川市吉富町499番地12 |
| 平川 廣一 | 柳川市佃町1820番地 |

2 退任監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------|
| 江口 重信 | 柳川市有明町1175番地 |

| | |
|-------|----------------|
| 猿渡 昭光 | 柳川市大浜町2028番地15 |
| 山田 紀磨 | 柳川市下宮永町1016番地2 |

3 就任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 藤木 安夫 | 柳川市有明町303番地51 |
| 堤 英樹 | 柳川市有明町780番地 |
| 松藤 正之 | 柳川市有明町1400番地1 |
| 森田 軍治 | 柳川市有明町748番地3 |
| 松藤 茂喜 | 柳川市有明町2535番地32 |
| 池末 柳一 | 柳川市大浜町345番地42 |
| 吉川 一彦 | 柳川市大浜町650番地 |
| 亀崎 敏彦 | 柳川市大浜町934番地23 |
| 成清 重光 | 柳川市大浜町2144番地2 |
| 古賀 光次 | 柳川市大浜町1766番地19 |
| 山田 和則 | 柳川市大浜町1642番地6 |
| 山田 政美 | 柳川市大浜町1108番地1 |
| 阿津坂益男 | 柳川市矢留本町470番地1 |
| 松本 源次 | 柳川市上宮永町915番地2 |
| 龍 利水 | 柳川市吉富町499番地12 |
| 平川 廣一 | 柳川市佃町1820番地 |

4 就任監事

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 江口 重信 | 柳川市有明町1175番地 |
| 猿渡 昭光 | 柳川市大浜町2028番地15 |
| 山田 紀磨 | 柳川市下宮永町1016番地2 |

福岡県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|---------|------------|
| 山田土地改良区 | 平成25年7月17日 |

福岡県告示第1204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|--------------------------------------|---------------------|
| 葛生谷 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 |
| 屋敷谷 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面2に示す区域のとおり） | 土石流 |
| 山ノ神上谷 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面3に示す区域のとおり） | 土石流 |
| 山ノ神谷-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面4に示す区域のとおり） | 土石流 |
| 山ノ神谷-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面5に示す区域のとおり） | 土石流 |
| 山ノ神谷新 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面6に示す区域のとおり） | 土石流 |
| 葛生 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面7に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 葛生-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面8に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 葛生-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面9に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 屋敷-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面10に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|-------|--------------------------------------|---------|
| 屋敷-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面11に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ神-3 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面12に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ神-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面13に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ神-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面14に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面は省略し、その図面を東峰村役場と朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------|-------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 葛生谷 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面1に記載する表のとおり |
| 屋敷谷 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面2に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面2に記載する表のとおり |
| 山ノ神上谷 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面3に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面3に記載する表のとおり |
| 山ノ神谷-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面4に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面4に記載する表のとおり |
| 山ノ神谷-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面5に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面5に記載する表のとおり |

| | | | |
|-------|--------------------------------------|---------|------------------|
| 山ノ神谷新 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面6に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面6に記載する表のとおり |
| 葛生 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面7に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面7に記載する表のとおり |
| 葛生-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面8に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面8に記載する表のとおり |
| 葛生-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面9に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面9に記載する表のとおり |
| 屋敷-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面10に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面10に記載する表のとおり |
| 屋敷-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面11に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面11に記載する表のとおり |
| 山ノ神-3 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面12に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面12に記載する表のとおり |
| 山ノ神-2 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面13に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面13に記載する表のとおり |
| 山ノ神-1 | 朝倉郡東峰村大字福井及び朝倉市杷木赤谷（別紙図面14に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面14に記載する表のとおり |

備考 別紙図面は省略し、その図面を東峰村役場と朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--|---------------------|
| 釈迦堂 | 大牟田市大字上内及びみやま市高田町上楠田 (別紙図面1に示す区域のとおり) | 地滑り |

備考 別紙図面は省略し、その図面を大牟田市役所とみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------------|---------------------|
| 大石 | 福津市大石（別紙図面1に示す区域のとおり） | 地滑り |

備考 別紙図面は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1208号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年7月3日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称

NPO法人プラタナス

- 代表者の氏名

清澤 亨

- 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字頓野4019-2

- 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちや地域社会に対して、あらゆる団体・個人と協力し、職業指導やマーケティングに関する事業並びにビジネス体験等の支援を行い、もって、子どもの健全育成や地域商店街の活性化を図ることで、社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1209号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年7月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人 山田筑紫会
 - 代表者の氏名
中村 光明
 - 主たる事務所の所在地
福岡県嘉麻市上山田712番地
 - 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、スポーツ（柔道）教室やイベントを開催し、スポーツ選手としての技量とマナーを身につけさせ、将来は後輩の指導者としての育成

を図り、スポーツの普及・振興に努め、不特定多数の青少年の健全育成に寄与するとともに、当該地域の高齢化は殊の外進行していることに鑑み、これらの高齢者に対して、将来とも当該地域において楽しく、安心して自立した日常生活が営まれるよう必要な事業を行い、不特定多数の高齢者への福祉サービスの増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1210号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年7月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人 待雪草の会
 - 代表者の氏名
牧瀬 嘉男
 - 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市横田875番地4
 - 定款に記載された目的
(変更後)
この法人は、高齢者に対する介護保険法に基づく事業、障害者に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、高齢者・障害者・病弱者に対する日常生活支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。
(変更前)
この法人は、高齢者に対する介護保険法に基づく事業、障害者に対する障害者自

立支援法に基づく事業、高齢者・障害者・病弱者に対する日常生活支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

公 告

公告

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成25年7月19日から平成25年8月19日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページに掲載するほか、福岡県農林水産部水田農業振興課に備え置きます。

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 選挙公報選挙区分 ほか1件
数量 2,386,700枚 ほか
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成25年6月3日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本新聞印刷

(2) 住所

福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

49,970,337円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品等の名称及び数量

名称 投票用紙（選挙区） ほか5件

数量 4,151,500枚 ほか

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成25年6月3日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 住所

福岡市博多区堅粕3丁目16番36号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

29,892,912円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

建築基準法（同法施行令）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について平成25年5月23日から平成25年6月21日までの間、御意見を募集したところ、3件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

| | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|---|
| 1 | 「福岡県内の建築物の判定業務を行う事務所は、県内に置くこと。」となっているが、県外に事務所を置いても事前相談等に関してもメール等を用いることでサービス面での問題も特にない。 また、県内の物件で、判定依頼者（確認検査機関・設計者）が県外の場合、依頼者の近くにある判定機関の方が利便性につながるとも考えられる。 県内に事務所を設けることと業務範囲とを関連付けることに、合理的な理由は認められない。 | 本県における構造計算適合性判定が必要な物件には、県内の設計事務所によるものが大半を占めています。 そのため、設計者の利便性、各特定行政庁、指定確認検査機関との連絡、協議の迅速化及び県内産業の育成を考慮し、福岡県内の建築物の判定業務を行う事務所は、福岡県内に置くこととしております。 |
| 2 | 常勤判定員は、他社からの出向者を受け入れてもよいか。 | 判定機関に専任の職員で、かつ、判定の業務に週3日以上専ら従事する者であれば、出向者でも支障はありません。 |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | <p>常勤判定員は、判定業務に週3日従事するが、週2日は他所の業務（別会社・個人設計事務所等）に従事してもよい。</p> | <p>常勤判定員は、専任の職員としており、専ら当該判定機関においてのみ業務に従事し、他の業を営んだり従事したりしていない者に限ります。</p> <p>したがって、別会社や個人設計事務所等に従事することはできません。</p> <p>なお、御意見を踏まえて、より分かりやすくするため、福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準第4第5号について「前号に規定する事務所に常勤（判定機関に専任の職員で、かつ、判定の業務に週3日以上専ら従事する者に限る。）の判定員を2名以上置くこと。」に改めます。</p> |
|---|--|---|

2 施行日

平成25年7月1日

3 問合せ先

建築都市部建築指導課審査係

電話：092-643-3722

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成25年7月26日

福岡県知事 小川 洋

| 法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期間 |
|-------------|--------------------|------------|--------------|
| 株式会社三井三池製作所 | 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 | 平成25年7月17日 | 平成26年3月31日まで |